

## 平成22年度 市・県民税の改正点について

平成22年度の市・県民税の税制改正についてお知らせします。

### ◆住宅借入金等（住宅ローン）特別税額控除の拡大

1. 地方税法の改正により平成21年から平成25年までの間に入居した方について、個人住民税（市県民税）の住宅借入金等特別税額控除の対象となりました。

- 控除の適用が受けられる方

平成21年から平成25年までの間に入居し、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けた方で、所得税で控除しきれなかった税額がある方

- 控除額

ア、イのいずれか小さい額

ア. 所得税における住宅ローン控除可能額－住宅ローン控除適用前の所得税額

イ. 所得税の課税総所得金額の5%（※97,500円を限度）

- 控除期間

最長10年（所得税の住宅ローン特別控除の適用を受けている期間）

- 手続きの方法

初めて住宅ローン特別控除の適用を受ける方は、税務署で所得税の住宅ローン特別控除の確定申告を行ってください。

2年目以降は給与所得のみで所得税の住宅ローン控除を含む年末調整が済んでおり、勤務先から給与支払報告書が市へ提出されている方は、個人住民税（市県民税）の住宅ローン特別控除の適用にあたって、市への申告は不要です。

※ ただし、年末調整の済んでいない方や給与所得以外の所得がある方については、税務署で確定申告を行ってください。この場合も市への申告は不要です。

※ 2年目以降は、給与支払報告書の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」の記載がなければ計算できません。また、確定申告をされる場合にも確定申告書第二表に「居住開始年月日」の記載がなければ計算できませんので御注意ください。

### 2. 税源移譲に伴う住宅ローン控除について

（平成11年から平成18年までに入居した場合）

給与支払報告書が市へ提出されている方、確定申告をされた方は市への申告は不要となりました。

※ 平成11年から平成18年までに入居した方は、以前の制度を選択することもでき、従来どおり市へ申告書を提出することで適用を受けられます。

（これは、退職所得・山林所得を有する方などで新たな住宅ローン控除と税源移譲の経過措置としての住宅ローン控除とで、控除される金額が異なる場合があるためです。）

◆上場株式等の配当課税の見直し

● 上場株式等に係る配当所得の申告分離制度の創設

平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当所得について申告した場合、納税義務者の選択により、上場株式等の配当所得の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができることとなりました。なお、申告分離課税を選択した場合は、配当控除の適用はありません。

上場株式等の配当等にかかる税率（申告による税率）

年度 (年分)	平成21年度まで (平成20年分まで)	平成22年度（平成21年分）から 平成24年度（平成23年分）まで	平成25年度以降 (平成24年分以降)
総合課税	累進税率（住民税10%、所得税5～40%）		
申告分離 課税	———	10% (住民税3%、所得税7%)	20% (住民税5%、所得税15%)

● 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の特例の設定

上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合は、平成22年度分以降、確定申告により、その年の上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算ができます。また、損益通算してもなお控除しきれない金額については、翌年以降3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰り越し控除することができます。

上場株式等にかかる譲渡損失と配当等の損益通算

平成21年度まで (平成20年分まで)	平成22年度 (平成21年分)	平成23年度以降 (平成22年分以降)
損益通算できない	確定申告により損益通算できる	
	———	源泉徴収選択口座において 損益通算できる

● 上場株式等の配当所得および譲渡所得に係る軽減税率の特例の延長

上場株式等の配当所得及び譲渡所得に係る軽減税率の特例の延長により、平成21年1月1日から平成23年12月31日まで(市県民税は平成22年度から平成24年度分まで)、軽減税率3%(市県民税1.8%、県民税1.2%)が適用されます。

【現行】

年度 (年分)	平成21年度 (平成20年分)	平成22年度 (平成21年分)	平成23年度 (平成22年分)	平成24年度 (平成23年分)	平成25年度以降 (平成24年分以降)
税率	10% (住民税3%、 所得税7%)	<b>【原則】</b> 20% (住民税5%、所得税15%)  <b>【特例措置】</b> ●上場株式等の配当 (100万円以下の部分) 10% (住民税3%、所得税7%) ●上場株式等の譲渡益 (500万円以下の部分) 10% (住民税3%、所得税7%)		20% (住民税5%、所得税15%)	



【改正後】

年度 (年分)	平成21年度 (平成20年分)	平成22年度 (平成21年分)	平成23年度 (平成22年分)	平成24年度 (平成23年分)	平成25年度以降 (平成24年分以降)
税率	10% (住民税3%、 所得税7%)	10% (住民税3%、所得税7%)			20% (住民税5%、 所得税15%)